（前のページより続き）

〔国会事項〕
官庁事項
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　一〇
組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）（農林水産省）　一一
登録船舶職員養成事務の休廃止に関する公示（国土交通省）　一一
防衛省防災業務計画の改正要旨の公表について（防衛省）　一一
登録小型船舶教習所の登録に関する公示（関東運輸局、九州同）　一一
法　務
再審による無罪判決の公示（仙台地方裁判所石巻支部）　一三
労　働
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（中部運輸局最低賃金公示二）　一三
〔公　告〕
諸事項
官庁
無縁墳墓等改葬、建築基準適合判定資格者に対する処分関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一三
会社その他　二六

〔官庁報告〕

官庁事項

本号で公布された法令のあらまし

◇災害対策基本法施行令及び大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七五号）（内閣府本府）

一　災害対策基本法施行令の一部改正関係

指定行政機関等から都道府県又は市町村に派遣された職員について、国から在宅勤務等手当の支給を受けることができないこととしたとともに、都道府県又は市町村において支給した在宅勤務等手当について、国が法令の規定により支給した在宅勤務等手当とみなすことができることとした。（第一八条関係）

二　大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正関係

関係行政機関から都道府県又は市町村に派遣された職員について、国から在宅勤務等手当の支給を受けることができないこととしたとともに、都道府県又は市町村において支給した在宅勤務等手当について、国が法令の規定により支給した在宅勤務等手当とみなすことができることとした。（第四二条関係）

三　施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（政令第七六号）（内閣官房）

1　郵便貯金銀行が内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けずに行うことができる業務として、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三八号）及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三九号）の規定により金融機関が委託を受けて行うことができる業務を追加することとした。（第三条第二項第六号及び第七号関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　この政令は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第七七号）（総務省）

放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和五年法律第四〇号）の施行期日は、令和六年四月一日とすることとした。

◇武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七八号）（内閣官房）

1　放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和五年法律第四〇号）の施行に伴い、放送法に基づき指定する指定公共機関に関する規定を改めることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。